

20環管第36223号
平成20年11月12日

技術企画課長

環境管理課長

建設リサイクル法に基づく情報の提供について（依頼）

このことについて、建築物等の解体等における石綿（アスベスト）の飛散防止対策を徹底するための行政指導対象を把握するため、建設リサイクル法に基づく石綿に関する情報の提供を、香川労働局と同様（別紙）にお願いします。

建設リサイクル法に基づく情報の提供について（申し合わせ事項）

平成 20 年 11 月 1 日

香川労働局労働基準部安全衛生課長
香川県土木部技術企画課長
香川県土木部建築課長
高松市都市整備部建築指導課長

香川労働局労働基準部安全衛生課長（以下「甲」という。）と香川県土木部技術企画課長（以下「乙」という。）、香川県土木部建築課長（以下「丙」という。）及び高松市都市整備部建築指導課長（以下「丁」という。）は、建設リサイクル法に基づく石綿（アスベスト）に関する情報の提供について、下記のとおり事務処理要領を定める。

記

- 1 乙、丙及び丁は、建設リサイクル法に基づく届出の内、石綿に関する情報を、甲に対して、随時、提供するものとする。
ただし、大気汚染法に基づく届出及び労働安全衛生法に基づく計画届、作業届が既に届出済みであるもの並びに労働安全衛生法に基づく計画届、作業届の対象とならないと判断できるものについては、情報提供を省略して差し支えない。
- 2 乙、丙及び丁による甲への情報の提供は、建設リサイクル法に基づく届出書 1 枚目、分別解体等の計画等及び工程表を、ファックスにより行うものとする。ただし、緊急の場合は電話により情報提供を行うことができる。
- 3 甲は、提供を受けた情報について、石綿ばく露防止対策を徹底するための行政指導対象を把握するために利用する。